平成２３年（フ）第５４９号
千葉県野田市清水1122番地の40　アルクアンシェルU203
債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５０号
千葉県野田市清水1122番地の40　アルクアンシェルU203
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５５号
千葉県松戸市常盤平５丁目17番地の11　三井ビル405号
債務者　山田さとみ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５８号
千葉県我孫子市下ケ戸254番地の９
債務者　上柳　春也
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５９号
千葉県我孫子市下ケ戸254番地の９
債務者　上柳　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６３号
千葉県柏市根戸467番地　市営住宅７―716号
債務者　小島幸太朗
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６６号
千葉県松戸市中和倉586番地　メゾン・ド・フルール203号
債務者　浜川　裕也
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４号
山口県周南市大字須々万奥957番地の３、前住所山口県周南市大字須々万奥345番地の32
債務者　藤井　芳文
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８５号
山口県周南市大字須々万奥957番地の３、前住所山口県周南市大字須々万奥345番地の32
債務者　藤井　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６３号
山口県熊毛郡上関町大字長島57番地14
債務者　柏原　法子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６８号
山口県岩国市三笠町２丁目６番11号
債務者　吉岡　年栄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７０号
山口県柳井市柳井4158番地20
債務者　吉松　信子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３１６号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅１―302
債務者　山内　京子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８９２号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目21番11―303号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町５丁目４番７号
債務者　伊豆　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４０号
神戸市灘区高徳町３丁目３番７―402号
債務者　吉田　智彦
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿屋市笠之原町1284番地４
債務者　**苑**田由美子（旧姓溝賀）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿屋市南町1258番地
債務者　松永るみ子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
青森県北津軽郡中泊町大字今泉字神山313番地71
債務者　三上　信雄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係